



八尾きらり（景観資源登録制度）

八尾市には、久宝寺寺内町に代表される「**歴史的景観**」、玉串川・長瀬川等の水辺空間とその沿道の桜並木からなる「**水辺の景観**」、平野部から望む高安山などの「**緑の景観**」、また、それらと大阪市の近郊都市として発展してきた都市的空間が一体となって、八尾市の都市景観が形成されています。



八尾らしい良好な景観をつくり出している景観資源で、歴史的・文化的価値が高いものや市民に親しまれているもの、地域のシンボルとなるものなどを「**八尾きらり**」として登録し、市内の方々へその魅力を発信するとともに、未来に継承していくため、「八尾きらり（八尾市景観資源登録制度）」の取り組みを進めております。

— 八尾きらり【古民家】 —

令和4年度及び令和5年度には、古民家をテーマとした募集を行い、市内で合計40件の登録物件があります。登録された物件には、景観資源登録プレートを設置しています。



市街地に多く残る
つし2階の古民家



山手の方に多く残る
大和棟の古民家



【古民家】登録物件分布図

【制度の利点】

- ・地域で大切にされている**資源の掘り起こし**ができる。
- ・景観資源の維持管理・保全活用に関する市への相談や問い合わせがしやすくなる。
- ・市からの情報発信や専門家からの助言を自主的な保全・活用に役立てることができる。
- ・景観資源に対する外部からの評価を得ることで、所有者の**意識の向上**が期待される。
- ・景観資源の価値の共有することで、市民・事業者の関心を高めることにつながる。
- ・市の**魅力発信**ができる。

【行政からの支援】

- ・登録証や登録プレートの贈呈
- ・ホームページやマップによる発信
- ・維持管理、保全活用に関する専門家からのアドバイス
- ・所有者同士のネットワーク形成の支援 など

【制度の特徴】

八尾きらり（景観重登録制度）は古民家に限らず、様々なテーマで募集を行い、登録できる制度となっています。また、登録された物件については、所有者の管理責任が生じないため、比較的登録していただきやすくなっています。



景観資源登録プレート



八尾きらり【古民家】
の登録物件

（お問い合わせ先）

八尾市都市整備部都市政策課

TEL：072-924-3850 FAX：072-924-0207

E-mail：toshiseisaku@city.yao.lg.jp

